

令和8年度 須崎市会計年度任用職員募集要項

【職種区分:(16)放課後児童クラブ支援員(子ども・子育て支援課)】

令和8年1月13日

須崎市子ども・子育て支援課

須崎市山手町1番7号

TEL(0889)42-1229(直通)

受付期間 令和8年1月13日(火曜日)～令和8年1月13日(水曜日)

面接日 後日連絡

1 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	2人
職務内容	小学校の授業終了後に主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行う業務です。

2 勤務条件

雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務地	市内小学校(新莊・須崎・多ノ郷・吾桑小学校)の放課後児童クラブのいずれか
報酬 (月額)	141,548円～149,677円 給料月額については、上記の範囲内で前歴換算等により、決定します。 このほか、通勤距離に応じて通勤費相当額(上限あり)および 一定の任用期間に達する場合は、期末勤勉手当が支給されます。 ただし、扶養手当、住居手当等は支給されません。 また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
社会保険等	一定の任用期間の方は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は勤務による災害についての補償制度があります。
勤務時間	基本的には平日5時間勤務(週25時間) 12:40～18:40の間のシフト制 ※時間外勤務があります。また、学校休業日は、8:00～18:00の1日開所となります。
休日	土日祝、年末年始(12月29日～1月3日)※月1回程度の土曜日開所があります。
休暇	年次休暇、夏季休暇(任用期間中に取得可能期間がある場合)ほか
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。

3 受験資格

年齢等	年齢、学歴は問いません
資格・免許等	・保育士、社会福祉士、教員免許、放課後児童クラブ支援員のいずれかの資格を所持可 ・普通自動車運転免許あれば尚可(AT限定可)

※ 地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその実行を受けることがなくなるまでの人の
- ・須崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人